

## 手当金



### 新型コロナウイルス感染症に伴う 傷病手当金の申請はお済ですか

問 保険環境課 医療介護保険係 ☎ 65・1097

○桂川町の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

新型コロナウイルス感染症に感染または発熱の症状があった場合に、その療養のために就労することができなかつた場合（**適用期間内で左記の要件を満たす方**に限る）について、傷病手当金を支給します。

【適用期間】令和2年1月1日～令和3年9月30日

【傷病手当金の対象となる方】

次の4つの要件をすべて満たす方。



### 新型コロナウイルス緊急支援策 新型コロナウイルス感染症に伴う 罹患者見舞金給付事業

【対象者】

問 健康福祉課 福祉係 ☎ 65・0001

- ①給与の支払を受けている、桂川町国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者であること
- ②新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、療養のために労務に服することができなくなつたこと
- ③3日間連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日があること
- ④給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

この事業は  
**令和4年1月31日をもつて  
終了しました**

## 給付金



### 新型コロナウイルス感染症に伴う 生活困窮者支援事業の延長

問 健康福祉課 福祉係 ☎ 65・0001

【支給額】1世帯につき5万円（世帯主以外の世帯員1名につき1万円を加算）

【支給対象】社会福祉協議会が実施している、「緊急小口資金特例貸付制度」又は、「総合支援資金特例貸付制度」の貸付決定を受けた世帯

※令和2年度に既に本事業の給付を受けた方は対象外です。

【変更後】令和3年7月30日～**令和3年9月30日**

**まで延長**

先の期間に住宅を取得し、対象となる世帯には、申請書類等を郵送しておりますが、申請（※期限あり）がまだの世帯は、今一度内容の確認、申請のご検討をよろしくお願ひいたします。

また、申請書類等が届いていない世帯がありましたら、担当係までお問い合わせください。

【交付の要件】次の要件を全て満たす世帯

- ①令和2年1月2日～令和3年1月1日の期間に、床面積50m<sup>2</sup>以上の生活の本拠となる居住用住宅を購入した世帯

②世帯員等が桂川町の住民基本台帳に登録され、対象住宅に住民票を移していること

③申請日において、町税等の滞納がないこと

④行政区に入っていること

⑤暴力団員でない、または暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと

## 補助金



### 令和3年度 桂川町移住定住 奨励金等交付事業について

問 企画財政課 企画広報係 ☎ 65・1085

桂川町では、今年度から本町への移住定住促進に向けた取り組みの一つとして、「桂川町移住定住奨励金等交付事業」を開始しました。

これは、令和2年1月2日～令和3年1月1日の間に、町内に新築住宅または中古住宅を購入取得し、本町での定住意思を持ち、行政区に入り、積極的にまちづくりや地域づくりに参画いただける世帯に対し、感謝の意を表すため、移住定住奨励金等を交付するものです。

※個人情報は保護されます。  
絶くください。